

第34回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成22年6月29日(火)13:00

議事堂601特別委員会室

1 子どもを虐待から守る条例（平成16年三重県条例第39号）につい

て

（1）執行部意見聴取

（2）その他

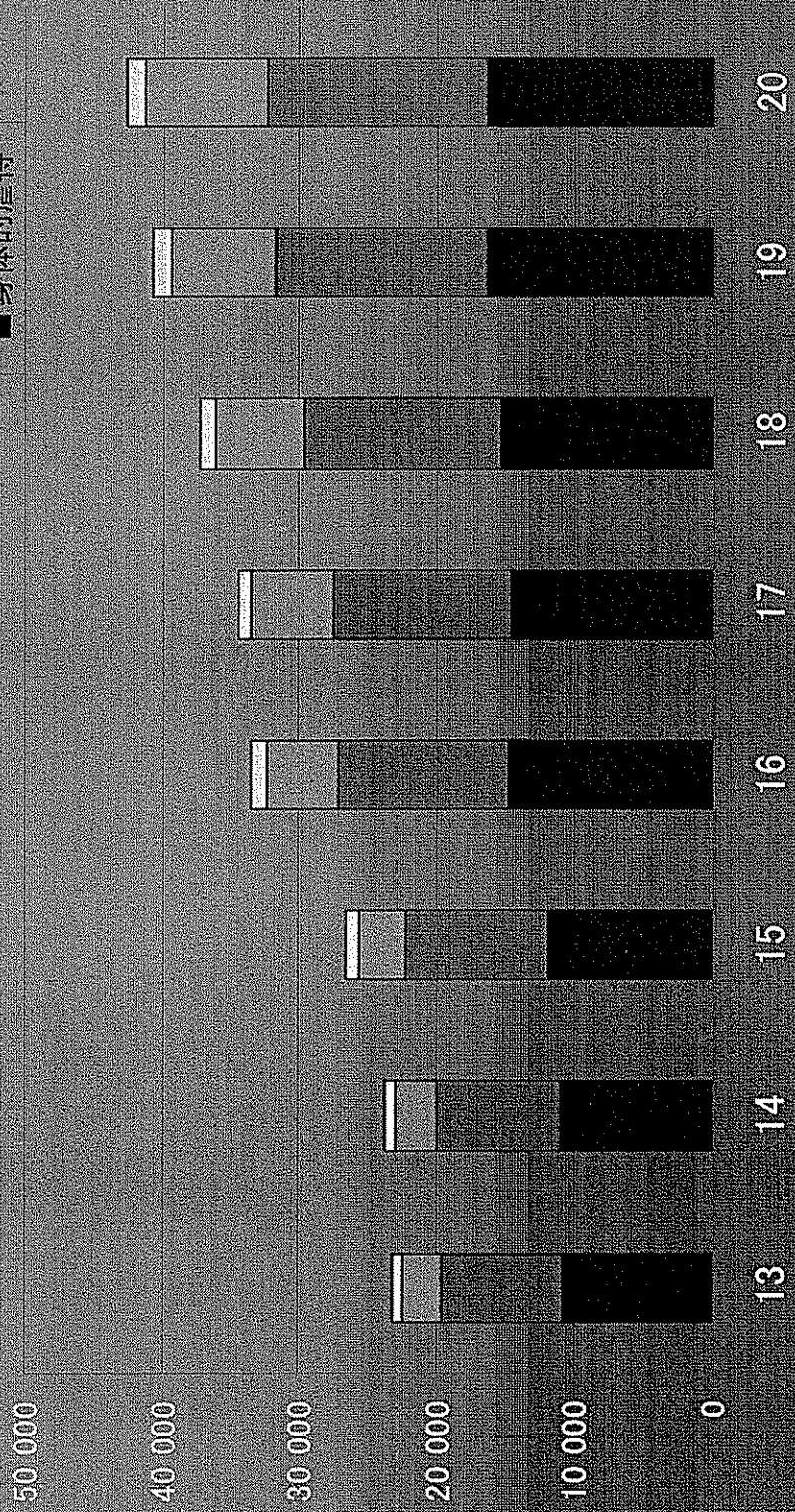
2 その他

兒童虐待關係參考資料

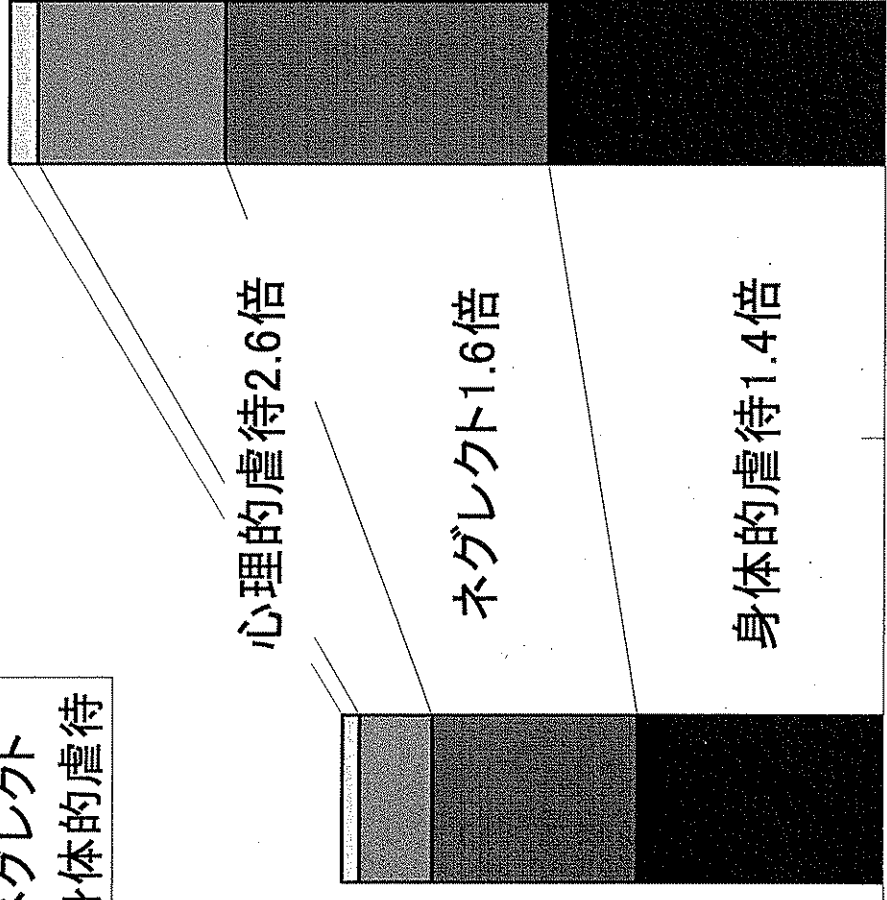
平成22年6月

児童虐待の対応数と種別内訳

- 性的虐待
- 心理的虐待
- ネグレクト
- 身体的虐待



- 性的虐待
- 心理的虐待
- ネグレクト
- 身体的虐待



15年度

20年度

児童虐待の定義(虐待防止法二条)

この法律において「児童虐待」とは保護者がその監護する児童(18歳未満)について行う次に掲げる行為をいう。

三

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること。

実際には

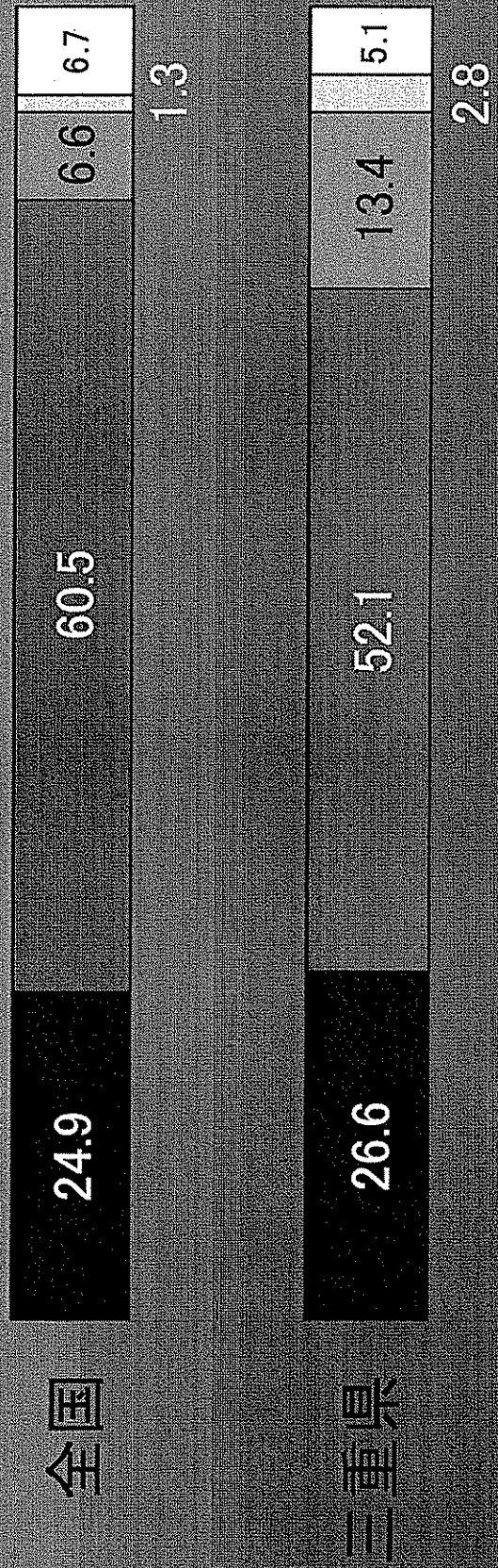
「どのような理由であれ保護者が子どもに対して行わなければならない事をしない、もしくは出来ない状態」。これをネグレクトと呼んでいます。

ネグレクトに成りうる例

親がうっで子ども世話が出来ない
経済的困窮で食事を満足に与えられない
仕事のため子どもを家に放置する
同居する者の暴力から子どもを守れない
必要な医療を受けさせない
自宅が非衛生的な環境である
何日も入浴させず異臭がする
親独自の理屈で義務教育を受けさせない

平成20年度 主な虐待者

- 実父
- 実母
- 実父以外の父
- 実母以外の母
- その他



児童相談所の虐待対応フェーズ

- ① 虐待通告受理から調査・家庭訪問等に至る通
告・介入の場面
- ② 子どもや親に対する在宅指導や見守りを継続
する場面
- ③ 施設や里親委託された子どもに対する ケアー
や指導を行う場面
- ④ 施設や里親委託中の子どもを家庭復帰させる
ための家族再統合場面

児童福祉司の専門性蓄積

三重県の場合、ソーシャルワーカーは専門職採用されておらず、ほとんどは行政職となっている。そのため児童相談所に配属されてから児童福祉司の資格取得まで1～2年必要。転勤までの在職期間が3～5年であるため、児童福祉司の在職年数は平均2.1年となっている。なお、専門職採用されている児童心理司は平均6.6年である。

・ ソーシャルワーカー数

児童福祉司有資格者

30名

児童福祉司の資格のない相談員数

14名

・ 児童相談所職員の経験年数

児童福祉司

2.1年

児童心理司

6.6年

* 平成22年4月現在

虐待対応の6段階 (小林2004)

1「虐待否認の時期」

社会の中に虐待など殆ど存在しないと考えられている時期

2「虐待の存在に気づく時期」

ネグレクトの発見

3「虐待対応開始の時期」

法整備も行われ、親子の分離などが対策の中心になる。しかしそれではあまり効果が上がらないことが次第に分かってくる

4「親への援助を開始する時期」

家族ケースワークの開始

5「性的虐待が生涯に亘り心に傷を残すことに気づく時期」

小学校、中学校で性的虐待に対する対応を開始する

6「虐待の発生予防に力を入れる時期」

既が起こってしまった虐待については親子関係の改善も、子どもの心の回復も困難であることが分かりはじめ、未然防止に力を入れるようになる

子ども虐待という第四の発達障害 杉山2007より

養育支援訪問事業ガイドライン

(平成21年度 法定事業化)

1. 事業目的

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

2. 対象者

この事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であつて、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。具体的には、例えば以下の家庭が考えられる。

- [1] 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- [2] 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- [3] 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- [4] 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後
の家庭